

空き家バンクに登録される方
空き家を購入・相続された方

空き家の利活用に必要な改修費

最大 **% 補助率：1/2**

100万円 を補助

※改修工事を行う前の申請が必要です

母屋の改修工事に伴う
経費の一部も対象

インスペクション費用
最大5万円
も対象になりました！

設計費

家財道具
撤去費

外構整備費



対象になる事業

🏠 空き家等改修支援事業

- ① 空き家の利活用に必要な改修工事費用
 - ② 空き家の改修に必要な設計費用・家財道具撤去費用・外構整備費用
- ※②は、①の工事に附帯する場合に限る
(②の経費の合計額は①の工事費用の1/2を上限とする)

🏠 既存住宅状況調査(インスペクション)等支援事業

- ① 既存住宅状況調査(インスペクション)に要する費用
 - ② 既存住宅売買瑕疵保険に要する費用
- ※状況調査に附帯する場合に限る

交付の条件

- 市内に本店・営業所等を有する業者と工事請負契約を締結して行うものに限る。(個人の事業者を含む)
 - 一戸建て住宅または店舗併用住宅(共同住宅、重層長屋は除く)
 - ①【建築後30年以上】1年以上利用のない空き家
 - ②【建築後30年未満】2年以上利用のない空き家
 - ③ 空き家となってから期間が連続して5年以上の空き家
- ①～③のいずれかに該当する空き家
- ※①・②で不動産業者が媒介契約を締結している場合は、媒介等契約物件となった日から連続して2年以上利用が無い空き家
- 対象建築物を所有する方で、次の【1】または【2】に該当する方を対象とします。
 - 【1】 市内に住民登録をしている個人(工事完了後、3カ月以内に住民登録する者を含む)
 - 【2】 市外に住民登録をしている個人(相続により空き家等を所有するに至った者に限る)
 - 自らが居住すること。(ただし自らが入居しない場合は、空き家バンクに登録すること)
 - 改修後、10年以上利活用に供すること
 - 未登記の建物でないこと



申請前に必ずご相談ください

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1
倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課
☎0858-27-0501 ✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

Q そうだ！倉吉で暮らそう



お問い合わせ

申請手順

① 交付申請【申請者】 必要書類をそろえて申請してください

交付申請に必要な書類

- 申請書
- 誓約書
- 事業収支予算（決算）書【様式第2号】
- 付近見取図（地図）
- 空き家であることを証するもの（任意様式）
- 住民票
- 登記事項証明書など（所有権が分かる書類）
- 対象事業の見積書
- 改修工事の現況及び計画図面（改修の場合のみ）
- 改修工事の前の写真（改修の場合のみ）

② 書類受理・審査・交付決定及び額の確定【市】

市で書類の審査を行います。（鳥取県間接補助金のため、申請から交付決定まで1カ月程度かかります。）
審査結果を「倉吉市空き家利活用流通促進事業費補助金交付決定通知書」により通知します。

③ 工事開始 ※必ず交付決定後に、工事を開始してください。

④ 工事完了後、14日以内に実績報告を行う【申請者】

完了時に必要な書類

【共通】

- 実績報告書
- 事業収支予算（決算）書【様式第2号】
- 請求書
- 振込先がわかる書類（通帳等）の写し
- 補助事業に要した費用の内訳を示す書類
- 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等

【申請時から変更がある場合は必要です】

- 住民票（改修事業のみ）
- 登記事項証明書（改修事業のみ）

【改修事業】

- 媒介契約書、賃貸契約書、空き家バンク登録済通知書の写し（※所有者が居住しない場合）
- 改修工事等の後の写真

【インスペクション】

- 調査結果の写し
- 調査を実施した既存住宅現状検査等技術者の登録証の写し（※既存住宅状況調査を行った場合）
- 保険証券の写し（※既存住宅売買瑕疵保険に加入した場合）

⑤ 振込【市】 ※請求書の内容を確認し、請求された金額を申請者の口座に振り込みます。

※入居（居住・転入）は、改修工事实施中又は完了後、速やかにしてください。（3カ月以内）

※国または県等の他の住宅に係る補助金等の交付を受ける場合は
補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

お問い合わせ



申請前に必ずご相談ください

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

☎0858-27-0501 ✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

🔍 そうだ！くらしで暮らそう

